

第3回幌加内町議会定例会 第1号

令和3年9月16日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - (1) 議長諸報告
 - ①行事関係報告
 - ②監査委員例月出納検査結果報告
 - ③財政健全化法に基づく健全化判断比率報告及び資金不足比率報告
 - (2) 町長行政報告
- 4 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 5 一般質問
- 6 議案第44号 令和2年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について
動議案第2号 決算審査特別委員会設置に関する動議について
- 7 議案第45号 幌加内町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例について
- 8 議案第46号 幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 9 議案第47号 令和3年度幌加内町一般会計補正予算(第5号)
- 10 議案第48号 令和3年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 11 議案第49号 令和3年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
意見書案第3号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書(案)
意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める意見書(案)
意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)
閉会中の所管事務調査申し出について

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	7番	中村雅義君
	1番	中川秀雄君		2番	市村裕一君
	3番	中南裕行君		4番	藤井祐君
	5番	稲見隆浩君		6番	蔵前文彦君
	8番	小関和明君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	村上雅之君
総務課長	中河滋登君
産業課長	清原典吉君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	山本久稔君
保健福祉課長	竹谷浩昌君
会計管理者	蔵前裕幸君
地域振興室長	新江和夫君
教育次長	内山渉君
総務課主幹	椿英万君
建設課主幹	塚田裕紀君
住民課長補佐	岩本美佐江君
高校事務長	山本めぐみ君
税務係長	丹波洋君
農業委員会会長	鈴木努君
監査委員	菊地勝美君

○出席事務局職員

事務局長	加藤誠一君
書記	岡田由美君

◎開会の宣言

- 議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。
定足数に達しておりますので、令和3年第3回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣言

- 議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって7番 中村議員、8番、小関議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。
町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君）

産業関係で2件についてご報告いたします。まず、現在までの農作物作況ですが、もち米では、積雪による農作業の遅れが懸念されましたが、3月下旬以降、気温が高かったため、融雪期は4月24日と平年比で2日遅れに留まり、その後の気温上昇と天候の回復も相まって、ほ場の乾燥が進

み耕起最盛期は平年に比べ2日ほど早く作業は順調に進みました。は種は低温の影響もあり出芽に日数はかかりましたが出芽ムラもなく、移植作業は平年並みに始まりました。6月下旬からの高温・多照により開花・受粉・登熟は平年より早く進み、総粒数も多く収量・品質共に良好であると見込んでいるところです。

次に「そば」についてですが、5月下旬から6月中旬までは降雨の影響もなく農作業も順調に進み、播種作業は平年より早まり、本年は3,361haを作付けしたところです。7月までの少雨、高温の影響により地域のほ場によっては出芽の遅れや不良が見られました。8月10日には、幌加内地区で瞬間最大風速14m、朱鞠内地区で12mを記録し、多雨も重なり、なびきや倒伏がみられましたが回復傾向にあり、また、9月12日には幌加内アメダスで65.5^{ミリ}、朱鞠内アメダスで45.5^{ミリ}の降水があり、一部のほ場で倒伏・脱粒はみられましたが軽度であったため影響は無いものと見ております。

結実状況は、7月の高温傾向により、花房数の低下、実の黒化遅れが心配されましたが、8月の降雨により着蕾・開花が見られ、開花期は平年よりやや遅れはしましたが、現在は収穫期を迎え今後の天候の影響も懸念されますが、出来秋を期待しているところであります。詳しくは、上川農業改良普及センター士別支所からの資料を添付していますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。なお、令和3年幌加内産新そばの流通については、9月18日より町内飲食事業者へ先行して提供することとしており、新そばの一般販売については9月下旬を予定しているとのことであります。

次に「産業祭」の中止についてご報告いたします。本年度においても新型コロナウイルス感染の終息がみられず、全道各地においても大小問わず軒並みイベントが中止され、本町においても昨年に引き続き、湖水祭り、そば祭りが中止になったところであります。先般、私が実行委員長になっている「産業祭」の実施の可否について、事務局レベルの各関係機関が集まり、例年開催している内容から規模を縮小し開催に向けて検討したところでありますが、協議をいただいた結果、現在の状況や今後のコロナのまん延状況等も鑑み中止せざるを得ないと判断させていただいたところです。来年度こそは、新型コロナウイルス感染が収束し各種イベントが盛会に開催できることを願っているところであります。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで行政報告を終わります。

◎日程第4 同意第3号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、同意第3号、教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （同意第3号朗読、記載省略）

提案理由について申し上げます。今月末をもって任期満了となります川原氏について引き続き委員として選任し同意を求めるものです。高い識見を備え適任者であると判断し選任するものです。

なお、任期については、本年10月1日から令和7年9月30日までの4年間であります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。本件に対する討論を省略し採決いたしますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第5、一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許します。3番、中南議員の発言を許します。

○3番（中南裕行君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、中南議員。

○3番（中南裕行君） 上水道について2点ほど伺います。

1点目、この夏の節水についてIP告知で何回も要請がありました。元々、今水道を引いているのが「ヤケの沢」という雨煙内の沢から引いていますが、計画の時から町民全体にしては不足ではないかとも考えますが、計画の時は十分だったのかお聞きしたい。

2点目、国営事業で帝白に雑用水施設を建設したと思います。何年か前までは使っていたと思いますが、ここ数年使っていない。これが使用可能なのかもお聞きしたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

まず1点目の施設整備時の水量計算の妥当性についてですが、幌加内浄水場については、昭和45年に整備され当時の計画では、市街地周辺を給水区域とし給水人口を2,500人、1日最大給水量421tとし整備され、昭和51年の区域拡張、これは下幌加内、沼牛、新成生、弥運内に区域拡

張をしています。この時に1日最大給水量を500tに変更しています。その後、前処理施設のタンクの新設などにより現在は、給水人口を1,200人とし、日量最大で530tの給水が可能となっております。また、今年のような雨不足やそば祭りのイベント開催時の対策として最大720tを貯留できる配水池も整備しております。ご質問のとおり取水は「ヤケの沢川」からとしており、今年についても水量は平年に比べ低かったものの、住民の皆様の節水協力もあり日量500tの給水量を確保できたところであります。本年8月における幌加内市街地の配水量は、平均で日量350t、最大で460tの実績となっております。真夏日も多く気温が高かったため使用量も増加傾向にありました。また、最大460tの使用についても事業所等での定期的な使用が増加の要因となっており、関係事業所においても節水の協力を要請したところであります。このような状況から、今現在の給水施設について問題はないと考えています。

2点目の長留内雑用水施設の使用につきましては、平成24年頃から発生した近年の集中豪雨などにより取水口が毎年のように土砂で埋まりました。都度、除去作業で現状回復に努め利用してきましたが、平成28年度の集中豪雨により取水口の鉄柵などが破壊され、修復も検討しましたが毎年の様に発生する土砂の除去や修繕等を考えた場合、幌加内簡易水道に繋ぎ変えることが安定的な給水になると判断し平成29年度に休止しておりますが、実質、現在は使用不能となっております。今後も幌加内浄水場施設については適切に維持・管理し安定的な給水に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解の程、よろしくお願いたします。

○3番（中南裕行君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中南議員の質問を終わります。

次に、1番、中川議員の発言を許します。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。

○1番（中川秀雄君） 国保税における均等割の減免制度の拡充について伺います。

国保における均等割保険料は、子供の数が多いほど負担が重くなる「人頭税」としての性格をもっています。そのため、子育て世代の経済的負担軽減の観点から知事会などの地方団体も子供の均等割額の軽減制度導入を求めてきています。また、全国では独自に子供の均等割の減免を行う動きが広がってきています。こうした中、国保めぐっては2022年度から子供の均等割の減免が国の制度として導入されることになりました。未就学児の均等割5割を公費で軽減をするものであり、一歩前進と言えますが均等割の更なる軽減が求められています。こうした動きに呼応して、前倒しや対象年齢の拡大に独自に取り組む自治体も出てきています。同じ上川管内では、東川町、美瑛町、東神楽町の3町で構成する大雪地区広域連合は軽減の対象を高校生まで拡大し、1年間前倒しをして実施しています。子供の子育て負担は、未就学児より上の世帯の方が大きいと言われていています。来年度からの実施に向け、本町においても前倒しは既に困難と思いますが、上乘せなど一層の負担軽減策が求められていると思いますが、今からは是非その方向で検討を進めていただきたいと思います。

- 町長（細川雅弘君） 町長。
- 議長（小川雅昭君） 町長。
- 町長（細川雅弘君） お答えします。

ご質問のとおり、本年6月に国民健康保険法及び地方税法の改正により、少子化対策の一環として令和4年度から国民健康保険料が未就学児を対象に均等割部分について所得制限を設けず全世帯一律に5割の減額が実施されることとなりました。この5割減額の部分につきましては公費負担とされ、国1/2、道・市町村がそれぞれ1/4負担する仕組みとなっています。本町における公費負担1/4の額は、令和3年当初賦課現在の該当者数を用いると、未就学児10名、5世帯で金額では2万5750円の試算となります。本質問につきましては、国の法改正における未就学児の減免規定に、本町独自のさらなる負担軽減の上乗せ、減免対象の拡充に向けた検討とのお話というように理解しておりますし、中川議員からは平成31年3月の議会定例会においても同様の質問があったと存じます。道への納付金については、平成30年度からの北海道統一、広域連合に伴い、毎年道から「保険料の統一水準いわゆる標準保険料率」が示され、各自治体間の公平さが保たれている、あるいは保とうというように向かっているところです。これを鑑み、本町では令和3年度に資産割を廃止し従来の賦課4方式を標準賦課3方式に改正し統一基準を図ったところです。私としましては、保険料の賦課に関する軽減、免除及び財源措置については、この度の未就学児減免措置同様に国や保険者において執行されることが自治体間の公平性を保つ意味合いを持つものと考えております。一方で、本町による道への納付金については、北海道統一時から現在にわたり激減緩和とした納付金の軽減措置を受けております。軽減措置は平成30年度からの6年間の時限措置とされ、令和5年度までの措置で残り2ヵ年度をもって終了となる予定で、軽減措置終了後からの本町の国保料の負担、これの増加を懸念しているところです。また、本町では現在未就学児から中学生までを対象に医療費の無償化措置を講じており、保険料の賦課と医療費の負担の両方を町単独で減免、免除等の措置が必要なのかも検討が必要と考えるところです。今ほど事例も質問の中にありましたが、他の自治体の事例等もみますと均等割り自体が本町は平均より低額ではないかとみています。他の自治体と一概に比較できないと考えているところです。中川議員の質問要旨に対しまして一定の理解を致すところですが、なによりも国保事業の将来的にわたる安定的な運営が第一であります。独自の負担軽減の上乗せ、減免対象の拡充については今後における国・道広域連合会の動向を注視しながら判断していく所存ですので、ご理解賜りたく存じます。以上で、答弁を終わります。

- 1番（中川秀雄君） 議長、1番。
- 議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。
- 1番（中川秀雄君）

町長の答弁にもありましたが、2年ほど前の3月議会で私も同様の主旨の質問をしています。その時の答弁として、「激変緩和措置の期間中であり単独で実施する段階ではない。しばらく推移を見守りたい。」との答弁でありました。今の答弁を聞くと、ほとんど変わらないと思うのですが、あれから約3年が経過するわけですが、確かに北海道の国保が広域化になり3年半ほどが経過をしてきているところです。6年間かけて段階的に緩和措置をしていくとのことですが、4年経った時点では、まだ道から示される幌加内町分の負担については、それほど大きく変わってはいないし、

むしろ下がってきている。これはやはり国保税そのものの、加入者にとっては大きな負担になっている。国の方もいろんな財政補填をしている。その表れではないかと思います。その後は今のままの国保税で済むのかとの保証はないけれど、仮に国保税の道連合会に納める負担金が大きくなったとしたら、より一層、特に子育て世代の負担は大きくなっていくように思います。国としても、重い腰をやっと上げて、未就学児に対しての減免をしたのは、まだ不十分だとは思いますが。やはり今、決断をするべきではないかと思います。具体的に例えば上乘せでも対象年齢をどうするのか、また、減額の率をとりあえずは半分であります。場合によっては、全国的な例を見ると全額補填をしている例もあります。それらも含めて、来年度実施に向けて少なくとも前向きに検討をしていく姿勢だけはみせていただきたいと思っております。もう一度、答弁をお願いします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

まず、北海道統一になって激変緩和がされている状況の中で、毎年、国保税の賦課の割合を審議会にかける時にどういった方向にするのか、その時に激変緩和が実際どのぐらいされて幌加内町が今に至っているのか。その数字はある程度出ますが、これがその年、あるいは前年の国保税被保険者の所得によって乱高下をするものですから、この激変緩和がどれだけ効果があるのかは、把握できないのが実態であります。今、質問のありました軽減措置について、これを仮に中学生まで実施をした場合、本町の財源的負担はだいたい50万円程度かと試算をしています。額的に考えると実施できるのかなと感じているところではあります。やはり今のルールからいって、この減額した部分は被保険者の全体の中でどこかが被るようなルールになっています。その部分を一般会計からルール外で繰出金をするのはルール上許されないということもあります。軽減をすると、どこかに被る。では誰が被るのか、と言った時に本当に所得に応じて決まるものなので、なかなか実態が把握できない。もう少し道全体の激変緩和が終わった後に、どのような数字が出てくるのか、こういったものは見極めたいと考えているところです。

○1番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第44号

○議長（小川雅昭君） 日程第6、議案第44号、令和2年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第44号朗読、記載省略）

一般会計他、特別会計7件の決算であります。監査委員の決算審査については、去る8月23日から25日までの3日間にわたり審査をいただいたところであり、次ページ以降に監査委員からの意見書を添付しております。各会計の決算概要については決算書の朗読を省略し、実質収支に関する調書にて説明いたしますので、別冊にて配布しております決算書の表紙をお開き願います。

令和2年度各会計実質収支に関する調書、一般会計ですが歳入総額46億1877万7321円、歳出総額45億6444万8890円、差引き5432万8431円、翌年度に繰越すべき財源、2号で繰越明許費繰越額57万8000円、一般会計外に繰越額について他会計はありません。実質収支額5375万431円です。実施収支のうち基金繰入額ありません。各会計とも今回に関してはありません。

国民健康保険特別会計、歳入総額1億6528万4447円、歳出総額1億5752万1931円、歳入歳出差引き、実質収支ともに776万2516円であります。

後期高齢者医療特別会計、歳入総額3398万4357円、歳出総額3397万7257円、歳入歳出差引き、実質収支ともに7100円であります。

介護保険特別会計、歳入総額1億8446万1396円、歳出総額1億7416万4611円、歳入歳出差引き、実質収支ともに1029万6785円であります。

簡易水道事業特別会計、歳入歳出ともに総額7206万7689円あります。

下水道事業特別会計、歳入歳出ともに総額8106万5208円あります。

奨学資金特別会計、歳入歳出ともに総額265万2622円の決算であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

◎追加日程 動議案第2号

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

只今、1番、中川議員他2名から決算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には賛成者がいますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加し、ただちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、動議案を日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、動議案第2号、決算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提案者から主旨説明を求めます。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。

○1番（中川秀雄君） （動議案第2号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって主旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これより本件に関する討論を省略し、採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。お諮りをいたします。

本動議案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、動議案第2号は原案のとおり可決されました。

引続いて議長の指名により特別委員の選任を行います。お諮りをいたします。

只今、設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により1番、中川議員、2番、市村議員、3番、中南議員、4番、藤井議員、6番、蔵前議員、7番、中村議員、8番、小関議員、以上の7名にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、只今、指名をいたしました7名の諸君を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。お諮りをいたします。只今、設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条の規定に関わらず議長から指名をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長、副委員長につきましては議長から指名することに決定をしました。それでは議長から指名をいたします。委員長には7番、中村議員、副委員長には2番、市村議員、8番、小関議員を指名いたします。お諮りをいたします。只今、指名をいたしましたとおりの決定することに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員長、副委員長は只今、指名いたしましたとおりの決定をいたしました。

◎日程第7 議案第45号

○議長(小川雅昭君) 日程第7、議案第45号、幌加内町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長(山本久稔君) 住民課長。

○議長(小川雅昭君) 住民課長。

○住民課長(山本久稔君) (議案第45号朗読、記載省略)

提案理由について、議案第46号で提案します幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、令和3年4月1日施行の新過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、通称新過疎法と言いますが、この施行に伴い幌加内町における過疎計画を新たに定めるものです。新過疎法の制定に伴い、新過疎法第24条の地方税の課税免除又は均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、通称新過疎省令と呼びますが、これも制定されたところです。新過疎省令では、過疎地域として指定された地方公共団体において固定資産税の課税免除等の条例を整備している市町村、これについては地方税の減収分を普通交付税により減収補填されることが定められています。本町においても、地域企業の持続性を高める観点から新過疎法及び新過疎省令の主旨に則りまして固定資産税を課税免除とする特例条例を制定するものです。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務厚生常任委員会へ付託します。

◎日程第8 議案第46号

○議長（小川雅昭君） 日程第8、議案第46号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君） （議案第46号朗読、記載省略）

提案理由について申し上げます。旧法の過疎地域自立促進特別措置法は平成12年4月に施行されて以来、2度の延長が行われ21年間適用され令和2年度末をもって終了し、今回、新たに施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法については、近年の過疎地域への移住者の増加、革新的技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取り組みなど過疎地域の持続可能な地域社会への形成及び地域資源の活用などにより、地域活力の更なる向上がきわめて重要であるとの認識のもと、議員立法により令和3年3月31日に公布、翌日の4月1日に施行されたところであります。新法の施行期間は令和3年4月1日から10年間の令和13年3月31日までとなっています。次に計画案の概要について説明をします。本計画案については、過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法第7条第1項の規定により、北海道が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、特別措置法第8条第2項に規定する事項について計画内容を定めるものです。本計画案は、第7次幌加内町総合振興計画や関連計画との整合性を図りつつ、北海道の発展方針に基づき令和3年度から令和7年度までの前期5年間の計画を策定するものです。計画案の構成については、基本的な事項として概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展基本方針及び基本目標、計画達成状況の評価、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合を記載し、人に自然にやさしい故郷づくりを基本理念に6の町づくりの目標を掲げております。分野別事項に関しては、移住定住地域交流の地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備・交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用の促進、その他、地域の持続的発展に関し必要な事項について、それぞれ現況、問題点、その他、その対策、計画及び公共施設等総合管理計画との整合を記載しています。本計画案については、8月6日付けで北海道知事へ提出し、去る9月3日付けで特別措置法第8条第7項の規定に基づく協議を終えています。計画の議決後、特別措置法第8条第8項の規定に基づき、計画を公表するとともに総務大臣のほか、関係主務6大臣及び北海道知事宛、計画書を提出することとなります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 46 号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午後 1 時 56 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程 報告第 7 号

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

只今、総務厚生常任委員長から「付託案件の審議結果について」の件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 2、報告案第 7 号、付託案件の審査結果報告について、先に総務厚生常任委員会へ付託いたしました、議案第 45 号幌加内町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例についての件を議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

○ 8 番（小関和明君） 議長、8 番。

○議長（小川雅昭君） 8 番、小関議員。

○ 8 番（小関和明君） （報告第 7 号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから採決を行います。議案第 45 号幌加内町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例についての件を採決します。

本案に対する委員長報告は、議案第 45 号は原案のとおり可決すべきとの決定であります。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。したがって、議案第 45 号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎日程第 9 議案第 47 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 9、議案第 47 号、令和 3 年度幌加内町一般会計補正予算（第 5 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） （議案第 69 号朗読、記載省略）

事項別明細書、歳出から説明をいたします。10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目、一般管理費 110 万円の追加です。21 節、賠償金 110 万円の追加、現予算で 90 万円を計上しておりましたが、3 件の確定分で 6 万 8468 円の不足が生じる分の追加と、更に、賠償が伴う事故処理 2 件を現在進めており、それらの賠償金も見込み合わせて 110 万円を追加するものです。2 目、企画費 40 万 8000 円の追加です。1 節、まちづくりビジョン策定委員報酬 33 万 4000 円の追加、会議開催を 20 人で 10 回と予定しておりましたが、全体会議を 18 人で 14 回と増やし、他に、まちづくり部会 11 人で 3 回、観光部会 8 人で 2 回、その他、小グループワークショップ 3 回を設けたことにより、追加するものです。10 節、食糧費 7 万 4000 円の追加、全体会議、部会等の増加にともないお茶代を追加するものです。5 目、財産管理費 10 万円の追加です。10 節、消耗品費 10 万円の追加、公用車 1 台分の夏タイヤの消耗が激しいため更新するものです。8 目、町有林造成費 167 万 5000 円の追加です。18 節、道営林業生産基盤整備道開設事業負担金 167 万 5000 円の追加、長留内ほろたち線の林道開設事業に係るものですが、北海道の予算増に伴い事業費も追加されたため増額するものです。林道整備で 220m から 280m へ増えております。12 目、交通安全対策費 8 万円の追加です。18 節、チャイルドシート等購入費助成金 8 万円の追加、更に 4 件の申請がありましたので追加し、全体で 8 件とするものです。7 項 3 目、保健福祉対策費 50 万 1000 円の追加です。この目の追加につきましては、発熱者等診療機関となる幌加内診療所を対象に、コロ

ナ対策として、最前線に対応している医療従事者の勤務環境の改善・向上の取り組みを支援するため、北海道 10/10、上限 50 万円の補助事業となるもので必要な物品を整備するものです。10 節、消耗品費 4 万 8000 円の追加、消毒液を購入するものです。17 節、幌加内診療所備品購入費 45 万 3000 円の追加、空気清浄機 2 台、扇風機 2 台、ロッカー 2 台等を購入するものです。4 目、教育対策費 61 万 7000 円の追加です。10 節、消耗品費 61 万 7000 円の追加、幌加内高校の生徒用のコロナ抗原簡易検査キットを購入するものです。長期休業時に町外へ帰省し、本町へ戻ってきた時に検査を実施し、集団感染拡大の抑制を図るため実施するものです。5 回を予定し、簡易キット 300 個で 59 万 4000 円、その他、教員用のフェイスシールド等を購入するものです。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 75 万 4000 円の追加です。27 節、介護保険特別会計操出金 75 万 4000 円の追加、主に施設サービス給付費の増額により、追加するものであり、詳細は特別会計で説明します。3 目、障害者福祉費 31 万 3000 円の追加です。22 節、補助金等返還金 31 万 3000 円の追加、平成 2 年度分の障害者医療費、障害児入所給付費及び障害者総合支援費の事業の確定により、国・道へ、それぞれ返還するものです。2 項 1 目、児童福祉総務費 113 万 5000 円の追加です。12 節、幌加内学童保育所運營業務委託料 113 万 5000 円の追加、本来町で負担すべき施設の維持費を委託先が多く負担していたことが判明し、協議により、負担割合を見直すこととしたため今回増額するものです。2 目、児童扶助費 2000 円の追加です。22 節、補助金返還等 2000 円の追加、2 年度分の子ども子育て支援交付金の確定により、国へ返還するものです。4 款 1 項 5 目、環境衛生費 193 万 9000 円の追加です。12 節、軽作業業務委託料 43 万 9000 円の追加、北墓地内の支障木の伐採で 36 万 3000 円、その他、墓地の草刈り作業が例年より多くかかったため、7 万 6000 円を増額するものです。18 節、不良空き建築物等撤去促進事業補助金 150 万円の追加、更に 5 件の申請がありましたので追加し、全体で 9 件分とするものです。2 項 1 目、塵芥処理費 435 万 6000 円の追加です。10 節、特別修繕料 375 万 6000 円の追加、現在使用しております最終処分場の水処理施設の沈殿槽の攪拌機修繕で 88 万円、同施設の自動給水ポンプの修繕で 80 万 9000 円、その他、ショベルローダーのステアリングの修繕で 206 万 7000 円の追加ですが、いずれも老朽化による故障を修理するものです。18 節、ゴミ集積所設置費助成金 60 万円の追加、当初 2 件分を計上しておりましたが、更に 2 件の追加申請がありましたので追加するものです。6 款 1 項 3 目、農業振興費 1000 万円の追加です。12 節、バイオコークス事業調査委託料 1000 万円の追加、北海道が実施する補助事業であります「エネルギー地産地消事業化モデル支援事業、新エネ有効活用モデル」に申請し事業実施をするため追加するものです。内容につきましては、玄蕎麦の加工時に発生します、そば殻、そば残渣を原料とした固形燃料、バイオコークスの製造により、燃料として有効活用できないか、二酸化炭素の削減を図れないかなど、試作品の作成、採算性、経済性を業者委託し調査するものです。町が事業主体で補助率 10/10、事業費上限 1000 万円ですが、町の財源負担がなく全額補助金で賄われ、有効に活用すべきと考え追加するものです。5 目、地力維持増進施設運営費 13 万 3000 円の追加です。11 節、堆肥成分分析手数料 13 万 3000 円の追加、現在そば殻と汚泥で肥料を試作しておりますが、その成分分析を追加するものです。11 目、農業活性化センター運営費 53 万 2000 円の追加です。10 節、特別修繕料 53 万 2000 円の追加、アグリ駐車場の外灯 5 基を LED 化へ修理するものです。7 款 1 項 2 目、観光費 338 万 6000 円の減額です。12 節、幌加内そばマーケティング事業委託料 55 万円の減額、幌加内そばの知名度の向上、PR の一環として、東京港区のホテルの

レストランで幌加内産のそばを使い日本蕎麦以外の料理レシピの開発、レストランでのメニュー提供を1か月間行いアンケート調査、メディア発信し、マーケティング調査を実施するものです。14節、町民保養センター屋内改修工事 63万8000円の減額、執行残を整理するものです。18節、イベント協賛交付金 300万円の減額、そばの日イベント事業交付金 29万8000円の減額、2件ともコロナの影響により中止となった、そば祭り分とそばの日イベント分を減額とするものです。3目、まどか運営費 14万3000円の追加です。10節、修繕料 46万2000円の追加、まどか旧館の軒天が破損したため、修理するものです。14節、ふれあいの家「まどか」厨房天井改修工事 17万6000円の減額、ふれあいの家「まどか」体験実習棟天井塗装 14万3000円の減額、執行残を整理するものです。8款2項1目、道路橋梁維持費 682万8000円の追加です。10節、特別修繕料 218万3000円の追加、除雪センターのブルドーザーのミッションが故障したため修理するものです。12節、町道除雪業務委託料 464万5000円の追加、基礎集落圏及び業者委託3工区の委託料積算において燃料単価が当初予算計上時より、ガソリンで11円、軽油で13円上昇したため増額するものです。4項1目、住宅管理費 1218万2000円の追加です。10節、特別修繕料 428万6000円の追加、特定公共賃地住宅アカゲラ団地の蓄熱暖房器12戸分を、設置後20年が経過し故障が多くなってきたため更新するものです。18節、住宅リフォーム補助金 239万6000円の追加、現在15件分を計上しておりましたが更に10件の追加申請がありましたので増額するものです。持ち家建設促進奨励金 550万円の追加、現在3件分計上しておりましたが、更に1の追加申請がありましたので増額するものです。2目、住宅建設費 110万円の追加です。14節、町有住宅建設工事費 110万円の追加、朱鞠内地区に建設中の1棟4戸の町有住宅において、地盤が悪く杭打ちが必要となったため追加するものです。5項1目、簡易水道費 50万円の追加です。27節、簡易水道事業特別会計操出金 50万円の追加、漏水調査及び修繕に係るものです。詳細は、特別会計にて説明します。9款1項1目、消防総務費 16万3000円の追加です。18節、士別地方消防事務組合負担金 16万3000円の追加、幌加内支署の洗濯機1台で6万6000円、ガレージジャッキ1台9万7000円をそれぞれ故障したため更新するものです。議案資料3ページから5ページに明細書を添付しておりますので後ほどご参照ください。10款4項1目、高等学校総務費 6万6000円の追加です。10節、印刷費 6万6000円の追加、高等学校で行います物販販売用PR冊子を新たに200部印刷するものですが、幌高商店会、町内外での販売会、ふるさと納税等において使用するため作成するものです。

次に歳入について説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。

9款1項1目、地方交付税 3460万3000円の追加です。1節、地方交付税 3460万3000円の追加、収支の調整をここで行っております。13款1項1目、民生費国庫負担金 63万2000円の追加です。1節、介護給付訓練等給付費負担金 48万1000円の追加、3節、保育所運営費負担金 15万1000円の追加。14款1項1目、民生費道負担金 24万円の追加です。1節、介護給付訓練等給付費負担金 24万円の追加、これら3件については、2年度事業の清算により追加交付となるものです。2項2目、衛生費道補助金 50万円の追加です。1節、発熱者等医療機関勤務環境改善支援事業費補助金 50万円の追加、歳出の2款7項3目で説明したとおりです。3目、農林水産業費道補助金 1110万円の追加です。1節、エネルギー地産地消事業化モデル支援事業費補助金 1000万円の追加、歳出の6款1項3目で説明したとおりです。地域づくり総合交付金（一般事業）110万円の追加、そばの里魅力発信事業が採択されましたので追加するものです。19款4項3目、雑入 96万8000円

の追加です。2節、損害保険金 96 万 8000 円の追加、現在確定しているものを追加するものです。20 款 1 項 1 目、総務債 160 万円の追加です。1 節、道営林業生産基盤整備道開設事業債 160 万円の追加、事業費の増に伴い追加するものです。9 目、臨時財政対策債 840 万 2000 円の減額です。1 節、臨時財政対策債 840 万 2000 円の減額、額の確定に伴い減額するものです。

4 ページ、5 ページをお開き願います。事項別明細書総括ですが歳入歳出それぞれ 4124 万 1000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 46 億 7924 万 6000 円とするものです。3 ページの第 2 表、地方債補正につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお見通し願います。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出 10 ページから質疑をお受けします。

10 ページ、11 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 12 ページ、13 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 14 ページ、15 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 16 ページ、17 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 18 ページ、19 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に事項別明細書歳入 6 ページから質疑をお受けします。

○議長（小川雅昭君） 6 ページ、7 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 8 ページ、9 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 47 号、令和 3 年度幌加内町一般会計補正予算(第 5 号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することで賛成の方は起立を願います。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 48 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 10、議案第 48 号、令和 3 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） （議案第 48 号朗読、記載省略）

事項別明細書、歳出から説明をいたします。9 ページ、10 ページをお開き願います。

2 款 1 項 3 目、施設サービス給付費 567 万 5000 円の追加です。18 節、施設サービス給付費 567 万 5000 円の追加、町外の施設、特養への入所者が 1 名増加したこと、また、既存の入所者の介護度が上がったことなどにより、年度末を見込み追加するものです。5 目、住宅改修費 36 万円の追加です。18 節、居宅住宅改修費 36 万円の追加、当初予算で 3 件分 33 万 8000 円を見込んでいましたが、8 月末現在で 3 件 30 万 4000 円の助成をおこなっているところです。今後の対応として、2 件分を見込み上限額 18 万円の 2 件分とし 36 万円を追加するものです。

5 ページ、6 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目、介護給付費負担金 92 万 3000 円の追加です。1 節、介護給付費負担金 92 万 3000 円の追加、歳出で説明をした施設サービス給付費 567 万 5000 円に対する 15 パーセント分の負担金の追加、住宅改修費 36 万円に対する 20 パーセント分の負担金の追加となっています。2 項 1 目、調整交付金 51 万 1000 円の追加です。1 節、調整交付金 51 万 1000 円の追加、施設サービス給付費と住宅改修費に対する 8.5 パーセント分の交付金の追加です。3 款 1 項 1 目、介護給付費交付金 162 万 9000 円の追加です。1 節、介護給付費交付金 162 万 9000 円の追加、施設サービス給付費と住宅改修費に対する 27 パーセント分の交付金の追加です。4 款 1 項 1 目、介護給付費負担金 103 万 8000 円の追加です。1 節、介護給付費負担金 103 万 8000 円の追加、施設サービス給付費に対する 17.5 パーセント分の負担金の追加、住宅改修費に対する 12.5 パーセント分の負担金の追加です。6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 75 万 4000 円の追加です。1 節、介護給付費繰入金 75 万 4000 円の追加、施設サービス給付費と住宅改修費に対する 12.5 パーセントの繰入れの追加となっています。2 項 1 目、基金繰入金 118 万円の追加です。1 節、介護給付費準備基金繰入金 118 万円の追加、今回の補正により不足した財源と基金から繰入れ収支のバランスをとるものです。

3 ページ、4 ページをお開き願います。事項別明細書の総括です。歳入歳出それぞれ 603 万 5000 円を追加し総額、歳入歳出それぞれ 1 億 9848 万 2000 円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 48 号、令和 3 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することで賛成の方は起立を願います。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 49 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 11、議案第 49 号、令和 3 年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 49 号朗読、記載省略）

事項別明細書、歳出から説明をいたします。7 ページ、8 ページをお開き願います。

1 款 1 項 2 目、財産管理費 50 万円の追加です。10 節、修繕料 50 万円の追加、漏水調査の実施に伴い 4 件の修繕工事が必要となり、また、年度末を見込み必要額を補正するものです。

5 ページ、6 ページをお開き願います。

4 款 1 項 1 目、他会計繰入金 50 万円の追加です。1 節、一般会計繰入金 50 万円の追加、歳出補正で説明をした修繕料に係る追加補正の財源を一般会計より繰入れするものです。

3 ページ、4 ページをお開き願います。事項別明細書の総括です。歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し総額、歳入歳出それぞれ 7934 万 7000 円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 49 号、令和 3 年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することで賛成の方は起立を願います。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 3 5 分

再開 午後 2 時 3 6 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程 3 意見書案第 3 号

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

只今、総務厚生常任委員長から意見書案が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 3、意見書案第 3 号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書案について、本件については総務厚生常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

◎追加日程4 意見書案第4号

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

只今、総務厚生常任委員長から意見書案が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第4、意見書案第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について、本件については総務厚生常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時41分

◎追加日程5 意見書案第5号

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

只今、産建文教常任委員長から意見書案が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第5、意見書案第5号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案について、本件については産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時43分

◎追加日程6 閉会中の所管事務調査申し出について

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引続き会議を開きます。

お諮りをいたします。只今、各常任委員長および議会運営委員長から閉会中の所管事務調査申し出がありました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第6、閉会中の所管事務調査申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり各常任委員長および議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の決議

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本定例会に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第3回幌加内町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月16日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員